

会議記録

(甲)

| | | | |
|-------|-----|--|--|
| 会議名称 | | 第21回杉並区空家等対策協議会 | |
| 日 時 | | 令和7年6月26日(木) 15時00分～16時43分 | |
| 場 所 | | 中棟4階 第1委員会室 | |
| 出 席 者 | 委員名 | 伊藤委員、岡部委員、星委員、渋村委員、蓼沼委員、藤井委員、宮坂委員、中川委員、鶴我委員(代理武元氏)、田中委員、小高委員(代理佐野氏) | |
| 出 席 者 | 区 側 | 都市整備部長、環境部長、企画課長、政策法務担当課長、地域安全担当課長、地域課長、住宅課長、建築課長、環境課長、耐震・不燃化担当課長、保健福祉部管理課長、杉並福祉事務所長 | |
| 傍聴者数 | | 0名 | |
| 配付資料 | 事 前 | 次第 第20回杉並区空家等対策協議会議事録(案) 資料1 杉並区空家等対策協議会名簿及び同協議会事務局名簿 資料2 杉並区空家等対策協議会条例及び杉並区空家等対策連絡調整会議設置要綱 資料3 杉並区空家等対策協議会第6回特定空家等部会の審議結果について 資料4 杉並区空き家実態調査について 資料5 空家等利活用相談窓口について | |
| | 当 日 | 当日配付資料1 特定空家等候補(下高井戸2丁目)の概要・現況写真・判定票 当日配付資料2 特定空家等及び管理不全空家等に関する指導状況について | |

| | |
|----------|--------------------------------|
| 会議 次第 | 1 会議成立の報告 |
| | 2 開会宣言 |
| | 3 委員紹介 |
| | 4 署名委員の指名 |
| | 5 傍聴の確認 |
| | 6 資料確認 |
| | 7 前回議事録の確認 |
| | 8 会議の非公開について |
| | 9 審議事項 |
| | (1) 特定空家等の判断について |
| | 10 報告事項 |
| | (1) 特定空家等及び管理不全空家等に関する指導状況について |
| | (2) 杉並区空き家実態調査について |
| | (3) 空家等利活用相談窓口について |
| | 11 事務局からの連絡 |
| | 12 閉会 |

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------|--|
| 住宅課長 | <p>では、定刻になりましたので始めさせていただきます。</p> <p>まず、事務局より会議の成立についてご報告いたします。</p> <p>本日は、岸本区長は公務のため欠席、戸田委員及び小野委員から所用のため欠席と。あと、渋村委員から所用があるため遅れて参加との連絡がございます。まだ藤井委員がお見えになられてませんが、定刻になりましたので始めさせていただきます。</p> <p>あと、杉並警察署長の鶴我委員が所用のため欠席ですが、代理で武元様にご出席いただいております。都税事務所長の小高委員から所用のため欠席ということで、代理で佐野様にご出席いただいております。</p> <p>したがいまして、空家等対策協議会委員の14名のうち半数以上の9名が今、出席されていますので、杉並区空家等対策協議会条例第5条第2項に基づき、第21回空家等対策協議会は有効に成立しております。</p> <p>それでは、まず、伊藤会長から開会宣言をお願いいたします。</p> |
| 伊藤会長 | <p>では、ただいまから第21回杉並区空家等対策協議会を開会いたします。職員の皆様におかれましては選挙で大変だったことだと思いますが、お疲れさまでございます。</p> <p>それからあと、委員の皆様、暑い中のお越しをありがとうございます。本日はよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、今年度第1回目となりますので、新しく委員になられた方がいらっしゃいます。事務局からのご紹介をお願いします。</p> |
| 住宅課長 | <p>前回の協議会から新たに委員となりました方の紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、お席にて一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>杉並消防署長、田中富也委員です。</p> |
| 田中委員 | 田中です。どうぞよろしくお願ひします。 |
| 住宅課長 | <p>お願いいいたします。</p> <p>ここで続いて、前回の協議会から人事異動によって事務局の説明員につきましても変わりましたので、紹介をさせていただきます。</p> <p>最初、私、都市整備部住宅課長の佐藤と申します。よろしくお願いいいたします。</p> <p>続きまして、政策経営部企画課長の福本でございます。</p> |
| 企画課長 | よろしくお願いいいたします。 |
| 住宅課長 | 続きまして、区民生活部地域課長の最上でございます。 |
| 地域課長 | よろしくお願ひします。 |

| | |
|---------------|--|
| 住宅課長 | 保健福祉部管理課長の土田でございます。 |
| 保健福祉部 管理課長 | よろしくお願ひいたします。 |
| 住宅課長 | 環境部環境課長の土田でございます。 |
| 環境課長 | よろしくお願ひします。 |
| 住宅課長 | 以上となります。 |
| 伊藤会長 | ありがとうございました。 それでは、本日の会議記録の署名委員を指名させていただきます。宮坂委員にお願ひいたします。 |
| 宮坂委員 | 分かりました。 |
| 伊藤会長 | 本日、傍聴の方はおいでになりますか。 |
| 住宅課長 | 現在、傍聴、録画及び録音の申出はございません。議事の進行をお願ひいたします。 |
| 伊藤会長 | 分かりました。 次に資料の確認をお願いします。 |
| 住宅課長 | 事務局から事前に皆様宛てに郵送にて、前回開催の第20回議事録（案）と、資料1から資料5を送付させていただいております。 また、本日は、皆様のお席にパソコンを1台用意してございます。当日配付資料1、当日配付資料2については、個人情報等の関係もございまして、パソコンにてご確認いただきますのでよろしくお願ひいたします。 もし事前送付した資料お忘れの方は、パソコンにございますので、そちらでご確認いただければと思います。 以上です。 |
| 伊藤会長 | ありがとうございました。 では、議事に入る前に、前回議事録の確認をいたします。令和7年3月24日に開催した第20回協議会の議事録の確認です。既に委員の皆様に議事録が送付されているかと思います。事務局からの補足お願ひします。 |
| 住宅課長 | 第20回協議会終了後、出席された委員の皆様には議事録（案）を送付させていただき、修正がある場合は加除訂正をしていただきました。委員の皆様のお手元にある議事録（案）は、修正箇所を反映したものとなっております。 |
| 伊藤会長 | ありがとうございます。既にご指摘のあった修正箇所は修正を反映されているということですが、加えて何かございましたら、委員の皆様よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。 では、第20回の議事録の内容を確定します。事務局は議事録公開の手続をよろしくお願ひします。 次に、会議の非公開についてです。次第9、審議事項の「特定空家等の判断について」、それと次第10、報告事項（1）の「特定空家等及び管理不全空家等に関する指導状況について」は個人情報を扱いますので、協議会条例第5条第4項 |

| | |
|------|--|
| | に基づいて、非公開したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。 |
| | (「異議なし」の声あり) |
| 伊藤会長 | ありがとうございます。 では、次第9(1)、次第10(1)についての議論の内容は、非公開とさせていただきます。 |
| | (非公開部分) |
| 住宅課長 | <p>報告事項が2つございまして、「杉並区空き家等実態調査」と「空き家等利活用相談窓口」につきまして、2件まとめてご報告させていただきます。</p> <p>まずは、資料4の「杉並区空き家実態調査について」です。こちらは、杉並区空き家等対策計画に基づき実施したものです。</p> <p>1番目が調査の目的ですが、空き家の所有者に対して、空き家の現状や所有者の管理・利活用の意向を調査することにより、区内の空き家の解消に向けた取組や利活用を促進するための基礎資料とすることを目的として実施しております。</p> <p>2番目、調査対象建築物ですが、杉並区内に存在する建築物11万2,288棟となっています。</p> <p>3、調査期間は、令和6年5月から令和7年3月までとなっております。</p> <p>4、調査方法ですが、まず、現地調査で空き家候補の判定を行い、その判定した建築物の所有者に対し、調査を行いました。</p> <p>次に5、調査結果になります。まず(1)は、前回、平成30年度との比較になっております。</p> <p>資料の裏面に行きまして、(2)空き家の管理状況ということです。管理の状況により、4つの分類に分けております。</p> <p>(3)空き家件数、空き家率の推移と、前回、平成30年度の調査結果の追跡結果となっております。</p> <p>6、今後の考え方は、(1)としまして、「特定空家等レベル」の8件と、あと、「管理不全空家等レベル」の空き家138件につきましては、現在の指導に加えまして、この2つについては、特定空家等・管理不全空家等の認定や他部署との連携により、空き家解消に向け最優先で取り組んでいくということです。</p> <p>(2)「適正な管理がされていない空き家」439件については、所有者に対して通知文を送付して、改善がされるように指導してまいります。</p> <p>(3)「適正な管理がされている空き家」については、区のホームページ等で引き続き適正な管理がされるよう啓発してまいります。</p> |

7番目、調査結果の公表ですが、この杉並区空き家実態調査の報告書は、7月中に区のホームページに掲載する予定です。冊子につきましては、出来次第、委員の皆様に郵送で送付させていただきます。

参考資料としまして、次、A4表裏がございますが、所有者調査の結果概要をつけております。

今の資料4の参考でつけた、資料4に戻っていただきまして、その3ページ目、所有者調査の概要ということで説明をさせていただきます。

概要のところなのですが、現地調査で空き家候補と判定した建築物について、登記簿情報から所有者を特定し、利用状況を把握しました。その結果、空き家の所有者から195件の回答があったものです。

1つ目は、建築物の所有者の年齢についてです。グラフで載せているのですが、「80歳以上」の方が30%弱と最も多くなっております。次いで「60歳～69歳」が25.1%、「70歳～79歳」が22.6%という結果になっております。

2番目、建築物が建築された時期ということです。最も多いのが「昭和46年以前」で35.4%、次いで「昭和47年～昭和56年5月」までが25.1%となっております。

次のページに行きまして3番目「建築物を使用しなくなつてどれぐらい経過していますか」という設問です。

一番多いのが「1年～3年未満」ということで、30%強となっております。次いで「10年以上」が19%、「3年～5年未満」が17.4%となっております。

最後の設問4番です。使用しなくなつた原因ということです。一番多いのは「相続により取得したが、別の住居で生活しているため」というのが77件と最も多く、次いで「居住していた人又は親族が亡くなつたため」が38件、「その他」が38件で、「その他」を抜かしますと25件で多いのが、上から5個目なのですが、「高齢者福祉施設・病院等に入所・入院しているため」というのが25件となっております。

続きまして資料5を御覧ください。「空家等利活用相談窓口について」です。

区内における空き家等の利活用の促進を図るため、令和5年度にノウハウを有する民間事業者、こちら株式会社細田工務店ですが、と協定を締結し、令和6年4月に相談窓口を開設いたしました。このたび、令和6年度の実績状況を取りまとめましたのでご報告いたします。

1番目、空き家等の所有者からの相談を87件受けております。主な相談内容は記載のとおりです。87件のうち13件が解消しております。

2番目、出張個別相談会です。計6回開催しております。最後に3、空き家セミナーです。計2回開催しております。

す。

資料のご説明は以上ですが、補足で少し説明をさせていただければと思います。

以前の協議会で、委員から利活用相談窓口の満足度調査を行ったほうがいいとのご意見を頂いたことがありまして、昨年度、個別相談会に来た方と、常設窓口で案件が完了となった方にアンケートを取っております。

その結果なのですが、「参考になったかどうか」という設問につきましては、「参考になった」が45名で、「参考にならなかった」がゼロ名というところでした。

あと、相談員の対応について「非常によかったです」というのが40名で、「よかったです」というのが7名で、ほかにも「悪かったです」とかそういうものもあったのですが、それはゼロ名ということです。

合計の数字が一致しないのは、人によって回答がなかつたりあつたりしているものですから、一致しておりません。

次に、今回の報告事項の3、資料5の空家等利活用相談窓口ですが、相談件数を87件あったということでお伝えしておりますが、そのうちの47件については、出張個別相談会6回、あと、セミナーで受けている内容となります。したがいまして、常設の窓口への相談件数というのは年間を通して40件ということで、12か月で割ると月平均で3件という件数にとどまっているというところです。

報告事項の2で空き家等実態調査の結果を報告させていただいているが、そこで、平成30年度と比べて空き家が増えているというところは分かっております。こういった状況を踏まえまして、今後どういった対象に、どうアプローチをしたほうがいいのかであるとか、空き家にならないためには予防的に何か取り組めることがあるのかとか、そういったところぜひ、委員の皆様からご意見いただければと考えているところです。

ご報告は以上となります。

伊藤会長

丁寧なご報告を頂きました。ありがとうございました。
ただいまご報告のありました空き家等実態調査と、空家等利活用相談窓口についてのご意見、ご質問などござりますでしょうか。
お願いします。

岡部委員

実態調査のほうをお伺いしていて、私自身が何となく思っていたこととかなり違うなと思うことがありました。
それは何かというと、この調査は6年前と現在だと思うのですけれども、平成30年度が2018年ですから、6年前と現在で比べて、今おっしゃったとおり空き家率が増えているということは事実なのですが、その内実を見ると、前回調査したものの中の空き家のままというものは154件のみであって、こ

| | |
|------|---|
| | <p>の6年間に新たに空き家になったものが1,200件弱あるというふうに読めるのですけれども、それで間違っていないかなと思います。</p> <p>確かにこのアンケート調査によりましても、いつから使用しなくなったかというと、過半の方が「5年未満」とお答えになっているので、結構空き家が出てくる新陳代謝が激しいということが、もう少しずつと空き家なのかなと想像していたのですけれども、そうではなくて、新陳代謝が激しいということなので、最後におっしゃったとおり、その未然防止ですよね。空き家予備軍をいかに空き家に持つていかないようにすることの価値が大きいということが、ご説明いただきましてよく分かりました。</p> <p>どうしたらしいかということについては、それほど具体的なアイデアはないのですけれども、ありがとうございました。</p> |
| 伊藤会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>お願いします。</p> |
| 中川委員 | <p>町会の立場からちょっとお話をさせていただきたいと思うのですけれども、私たち町会、約158町会があって、大体定期的にパトロールをしているのですね。特に空き家に関して、倒壊だとかそういうことではなく、空き家の例えば他の人が侵入がないか、例えばそういう燃えやすいものを置いていないかだとか、そういうのを定期的に見守っていつているのですよね、実際のところ。だから、今回のちょっと趣旨というか、あれとは違うとは思うのですけれども、ただ、それをどのようにつなげていっていいかというのははっきり私たちも分からぬのです。</p> <p>例えば、窓ガラスが割れていきました。誰かが侵入したかもしれない。では、警察に言いましょうか。燃えるようなものがたくさんあって、それは消防署に言いましょう。そこまでの段階はできるのですけれども、それ以上のものはできないというのが今の実情なのです。</p> <p>ですから、そういう中でのパトロールをうまく利用して、町会連合会ともうちょっと密接にやられるほうが、実態というのはよく分かるのではないかと思うのですけれども、その辺は区のほうでどうお考えですか。</p> |
| 住宅課長 | <p>今、委員から頂いた意見も踏まえまして、今後、空き家ということで、今こちらで相談件数という相談で多いのが、樹木が越境しているとか、今おっしゃられた窓ガラスが割れているとか、屋根が壊れていて飛びそうというところもありますので、今、町会の方もパトロールをされているということですので、もし空き家でそういった何か危険等があれば、住宅課の空家対策係にご連絡を頂きまして、それで今</p> |

| | |
|--------|--|
| | 後、地域課等とも連携をして、いろいろ対処というか、相談に乗っていければとは考えております。 |
| 都市整備部長 | <p>補足をさせてください。都市整備部長です。日頃から地域の安全のために町会の皆様にはご協力いただいて、どうもありがとうございます。</p> <p>まさに委員おっしゃったように、空き家の問題というのは、1つは安全であったり防犯であったり、さらには不審火、火災、そういうところも非常に問題だということで、私ども取り組んでいるところです。</p> <p>今ご報告したように、昨年度、空き家の実態調査というのを久しぶりに実施して、今、リアルにどこにどういう空き家があるのかというデータが区にある状況になっています。これからその管理状況の悪いところから優先的に、改善に向けた取組を呼びかけていこうと考えております。</p> <p>そうした中で、地域でどういうふうにその空き家自体が認識されているのかといったことも、非常に重要な情報だと思っておりますので、これから具体的にこの個々の空き家にアプローチする際には、ぜひ町会の皆様にもご協力いただいて、情報提供いただいたりですとか、例えば、所有者の情報を地域の方のほうがよくご存じのケースもあろうかと思いますので、その改善に向けてはぜひご協力いただきたいと思いますし、地域課を通じてそうした依頼も、状況によってはお願いしたいと考えております。ぜひよろしくお願ひいたします。</p> |
| 伊藤会長 | <p>よろしいでしょうか。</p> <p>私からも1つよろしいですか。この実態調査の中で、調査結果でまとめてくださっている(2)のところに「空き家の管理状況」ということで、レベル別にどれぐらいの数というのがあるかと思うのですが、恐らく、この利活用相談窓口においていただいている空き家について、このどれに該当するかというのは確認はされていらっしゃるかと思うのですが、まずその点はいかがですか。</p> |
| 住宅課長 | <p>空家等利活用相談窓口に受けた内容と、あと今回、この空き家の実態調査で判定したこのレベル分けと、あと実際に、先ほど報告させていただきましたが、区で特定空家等に判定しているのは今3件で、今回、下高井戸の案件で、これで4件目になるのですが、実際この調査の結果ですと8件ということになっていますので、実際は区として特定空家等と判定しているものと、この実態調査でこのレベルと判定しているものというのは、まだずれがあるというところで、実際このレベルでどう相談しに来たかというのについては、リンクしていないというか。</p> |
| 都市整備部長 | 相談窓口のリアルに相談にあったものというものと、この調査の関係性のお話だったと思思いますけれども、相談窓 |

| | |
|--------|---|
| | <p>口には、例えば区民の方で、区外に空き家を持っているという方も対象になってくるというところもあり、今の現状ではそこを突き合わせるということはやめていません。</p> <p>ただ、相談窓口にいらしている方というのは、能動的にその空き家に関して解決に向けて動き出されている方ということでもありますので、どちらかというと「管理がされている空き家」のほうに入るのかなという推測はしております。</p> |
| 伊藤会長 | <p>まさにその部分でして、先ほど委員からもお話があったように、未然に防ぐという意味ですごく役に立っているというのは、「適正な管理がされている空き家」がほとんどだと思うのですよね。これで入ってきてているのは、区内のもの、多分容易に特定はできると思うので、それはぜひやっていただければなと思うのですが、それはそれこそ新陳代謝があって、適正に不動産市場に乗っていっているもの、乗っていくものなのだと思うのです。</p> <p>この調査中の「管理不全空家等レベル」とか「特定空家等レベル」まで行ってしまうものというのは、この相談窓口からは拾えなくて、むしろ町会でパトロールを緊密にやっていただいているとか、そういうところでかなり拾えてくるのではないかという気がするのですね。</p> <p>なので、恐らくこの調査の結果は守秘義務があって、区から町会に出すということはできないのだろうなと思うのですけれども、ぜひ町会からのそういった情報を、「普通の窓口に持ってきてね」というだけではなく、何らかの形で集められるような方法があるといいのかなと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。</p> |
| 都市整備部長 | <p>まさに会長おっしゃるとおりだと思います。私どもとしてもいろいろなチャンネルをご準備して、空き家の所有者の方が、まずはご自身で解決に向けて動き出していただくということが最も重要だと思っていますので、未然防止の部分でそうしたもの、そうした窓口等は充実させていきたいと思っています。</p> <p>一方で、全く管理されないことによって危険空き家、そうした状態にまで行ってしまうというところは非常に問題だと思っておりますし、そうした情報が区に寄せられるというのは、近隣の方のご迷惑になったり危険だったりということで、区に情報が入ってきたりということはありますけれども、わざわざ区に連絡をしてまでというところもあります。</p> <p>そうした中では町会さんをはじめ、地域で生活されている方々の情報というのは非常に貴重です。こうした調査、5年に一度、6年に一度ということになりますが、そうした空き家の状況というのは毎年、毎年変わっていくものだと思っておりますので、町会さんをはじめ、あとは全庁的に区</p> |

| | |
|--------|---|
| | の各部署で地域・現場に出ていく、そういう業務もありますので、そうしたところも通じて積極的な情報収集はしてまいりたいと考えております。 |
| 伊藤会長 | ありがとうございます。私が質問してしまいましたが、ほかの皆様から。 お願いいいたします。 |
| 中川委員 | 今年が国勢調査の時期になるのですけれども、また町会のほうに多数やってほしいという話で来ているのですけれども、国勢調査の当然回っていないところ、空き家になつて、そこが空白になっていると思うのですけれども、国勢調査をやった資料というか、それは区には来るのですか。全くジョイントしないというか、全く別物と考えていいのですか。 |
| 都市整備部長 | 国勢調査は基本的に区の事業ではございませんので、その集計結果、細かい分析のものが区に調査時点で入ってくるということはありません。ただ、国勢調査の結果という意味では受けられるということになろうかと思います。 |
| 伊藤会長 | 恐らく受けられるといつても、それぞれの家というか、敷地ごとの状況というものは入ってこないで、集計したものしか入ってこないということですかね。 |
| 中川委員 | 一応、全部の地図は、例えばうちの辺りですと26地区ありますて、その全部名前を入れて、空き家のところは全く白紙の状態なので。ただ、当然、全部戻ってくるわけではないので、その辺は全部は把握はできませんけれども。難しいですね。国勢調査では。 |
| 伊藤会長 | それは国勢調査の国としての調査で、どこから回答がないというのは、国のほうにはそれで上がりますけれども、それは守秘義務があるので、区に「ここが空き家で回答がなかった」というのが落ちてくるということは多分ないのだろうなと思います。そういうことですよね。 なので、なおさら町会の方たちのパトロールの結果の情報というのは、とても重要ということですよね。 ほかいかがでしょうか。お願いします。 |
| 宮坂委員 | いろいろな話をしてしまうのですけれども、今回空き家の実態調査をなされて、それで「管理不全空家等レベル」の空き家ですとか、「特定空家等レベル」の空き家というのが、この件数、区として把握されましたよと。 一方、その次のページに、所有者の調査の結果、1番で、「建築物の所有者の方の年齢はおいくつですか」というところで、私が一番気になったのが、「80歳以上」が58件と多いと。そうすると、この空き家の管理状況と所有者が必ずしも連動してはいないとは思うのですが、私個人の実体験ではないですけれども、実の母親ですとか義理の母親がもう80過ぎで、高齢で、何と申しますか、もうやる気がないので |

| | |
|------|--|
| | <p>すね。何もできない。する気もないと。「もう私、年だし」という感じなのです。そうなってくると、恐らく想像なわけですけれども、「特定空家等レベル」の空き家のご所有者は、ご高齢の方多いのだろうなと。「もう私、やれないわよ」という状況だと思うのです。</p> <p>そのときに、崩壊まで行かないようにするためには、区として手取り足取りやってあげないと、多分、解決行かなくて、最悪の場合は行政代執行まで行ってしまうよという。それはあまり望ましいことではないと思いますので、何かもう少し手取り足取りやってあげられるといいなと。区の職員の方々、忙しいのは非常に分かっていて、仕事を増やすなよと思われるかもしれないですけれども、そういうことを感じます。</p> <p>それで、区として持っている一番の玉というのが、解体の助成金を持ってますので。ただ一番困のが、実際、解体費用が幾らで、助成金150万円出るよ。だからあなたは30万円だけ払えばいいよ、50万円だけ払えばいいよというような、リアルな数字まで見せることができれば、すごく先に進みそうな気がすると思います。なかなか解体業者さんから具体的な見積りを取るというのも、公平性だとかいろいろあるので難しいと思うのですけれども、何かそういうやり方があれば、結構簡単に進められるのではないかなと感じました。</p> <p>以上です。</p> |
| 伊藤会長 | <p>ありがとうございます。 いかがですか。</p> |
| 住宅課長 | <p>今回の報告の1で「管理不全空家等」ということで、今回の資料でいきますと当日資料の2で報告させていただいたのですが、その5ページで、今、区で「管理不全空家等」ということで5件扱っていて、その中で連絡がないところが5件中2件あるといったところです。</p> <p>連絡があるところにつきましては、今、宮坂委員がおっしゃられたように、こちらのほうでそういう制度をお伝えしたりとかというところは、もちろん相手の状況に応じて、手取り足取りではないのですけれども、説明をさせていただければというところです。</p> <p>ちょっと困るのが、連絡がないところについては指導書のほうは配達記録で送っているので、受け取っていただいているのだろうなというところで、ただ、その方が実際こちらに、連絡していただけないとこちらも、今ですと指導書でしか連絡のすべがないので、連絡していただいた際には、先ほど言ったように、区のほうでそういう助成制度ですかというの、説明はして、何とか空き家が解消するようにということで、進めさせていただいているところではあります</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>す。 以上です。</p> |
| 都市整備部長 | <p>宮坂委員がおっしゃったとおりだと思います。今、住宅課長からお答えしたのは管理不全の部分ですけれども、その予備軍といいますか、空き家の所有者が高齢化しているという実態がまさにご指摘のとおりだと思っておりまして、管理不全に陥る前に、その重い腰をどうにか上げさせる何かそういう手立てがないのかというご指摘、まさにおっしゃるとおりで、その1つとして、空家相談窓口というものを始めました。</p> <p>そこには様々な専門家の方にも入っていただいて、そこに行けば解決の道のりが見える。まさに手取り足取りということを区としてはイメージして始めた事業で、昨年始めたばかりということがありますので、これから、まだまだ認知度も低いということがありますので、もう少しチャンネルを増やしたほうがいいのか、そういう窓口をもっと増やしたほうがいいのか、そこは改めて検討すべきだと思っておりますが、まさに委員おっしゃるとおりですので、なかなか高齢化の中で、自分が能動的に動いて何か売買しようだとか、片づけようという、そういう意思をなかなか持ちづらい。そうした方々にどうアプローチしていくのかというのは、非常に重要なご指摘だと思います。参考にさせていただきます。</p> |
| 田中委員 | <p>杉並消防署長の田中です。よろしくお願いします。</p> <p>今、皆さんのご議論聞いていて、本当にまさしくそのとおりだなと思っている次第でございますが、私は21年、22年で板橋区役所に派遣に行っていたときに、その頃から行政代執行と随分言われ始めていて、その後、28年、29年で新宿消防署の勤務していたときに、課長でこの新宿区の空家対策協議会に参加していました。その頃から比べると、この空き家の問題というのは非常にさらに大きな問題になってきているかなと感じているところです。</p> <p>我々の業務の関係から申し上げますと、例えば救急、毎朝、当務報告という報告を受けるのですけれども、独居老人が亡くなられて、その後、警察さんに引き継ぐというような事案がものすごく増えているのですね。肌感覚として、報告として、杉並区はまだ少ないほうかな。以前、多摩地区の消防署長をやっていたときには、本当にほぼ毎日そういう事案が上がってきました。</p> <p>ということは、独居老人で亡くなったりとかするということは、まさしくこの窓口に来る方はまだ全然いい状況の方で、そういうふうになってしまって、例えばその後、空き家になるのか分かりませんけれども、そういういった事情もこれから増えていくのではないかなと思います。</p> |

| | |
|--------|---|
| | そうした中で私がちょっと思うのは、区の皆さんはいろいろな業務やっていて、当然、福祉の皆さんもいらっしゃるわけで、そこら辺との情報の共有というのは図れないものなのですかね。そこからそういう方向に切り込んでいくというのも、1つの方法かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。 |
| 都市整備部長 | ありがとうございます。 まさにおっしゃるとおりで、先ほど私、ちらっと申し上げたのですけれども、町会のそういうパトロールの情報も非常に参考になる重要な情報なので、ご協力いただきたいという中で、全庁挙げて様々な形で、地域に業務、仕事で入っていますので、そうしたところから得られる情報というのもこの住宅課で集約をして、何かしらの対策につなげていく、そういう視点は非常に重要だと思っておりますので、それは全庁挙げて取り組んでまいります。 |
| 伊藤会長 | ありがとうございます。 |
| 都市整備部長 | 1点すみません。言いそびれましたけれども、消防署さん、警察署さんのほうでそうした情報が日々入ってくるということであれば、区ではありませんけれども、消防さん、警察さんのそうした情報をお持ちであれば、ぜひ住宅課に情報を頂ければと思います。よろしくお願ひします。 |
| 岡部委員 | 今の消防署さんからのお話ですけれども、具体的にそういう福祉関係の方々から何らかの連絡が住宅課に来て、対応したというケースは、今まではあるのでしょうか。 |
| 都市整備部長 | 対応とおっしゃるのがどの対応なのかというところだと思うのですが、一義的には空き家の対策ということですでの、独居の方がお亡くなりになったという状況のときというのは、まず空き家ではないのですね。その方が別の場所に不動産をお持ちで、そこが空き家になってしまうという可能性はありますけれども、福祉の関係でいいますと、今そこで生活をされている方が亡くなつたということになれば、その瞬間から相続が始まるということになりますけれども、そうした情報がリアルタイムで住宅課に来るということは現状ありません。 ですが、福祉のほうで仮にお一人の高齢者のお住まいの方がいらして、財産といいますか、不動産等をお持ち、そうした状況について仮に心配されていることがあれば、住宅課に連絡をもらうなど、そういう連携、現状しっかりしたものはありませんので、今後しっかりと福祉とは連携していく、そういうことは必要だと思います。 |
| 岡部委員 | お亡くなりになることもあるかと思うのですけど、それ以外に施設に入られて、もともと住んでいた家のことを心配されているということを、介護関係の方が把握されているということはよくあると思うのですね。そういう |

| | |
|------|---|
| | ときに、住宅課につないでもらえるというルートが今はないとおっしゃったと思いますけれども、何かやってみる価値はあるような気がしました。 |
| 住宅課長 | 今、岡部委員から頂いたことを参考に、今回のアンケートでも、福祉施設に入居して空き家になったというケースも多くございますので、関係部署にそういったところで今後話をして、連携を始めたいと思います。 |
| 伊藤会長 | <p>そういう例、非常に私も身近にあります。ただ、施設に入っているけれども、まだ生きているので、そうするとすぐに処分しようというようなことではなく、いつか戻れるだろうと思うので、その間は持っていたい。そういうときに、例えば定期借家で貸すとか、そういうような手段で家をちゃんと管理していくようなこともできると思いますし、そういうアドバイスもできるところがあるといいなとちょっとと思いました。その前に一度全部、物をきれいにするというのがなかなか大変なのは、実感としてあるのですけれども。</p> <p>あと、先ほどの、「空き家の管理状況」の（2）のところですよね。これはすごくちゃんと調べていらっしゃるので、これとのほかとの関係はきちんと見ていったほうがよくて、それこそ（2）の「空き家の管理状況」と「所有者の年齢」というもののクロスをかけてみると、先ほど宮坂委員からご指摘があったように、高齢の方で、ちょっと状況の悪いレベルが多いというのもあるでしょうし、そういうところで、しかも場所も把握されているわけですから、そこを、というふうに見ていくのは大事なのではないかなと思いました。</p> |
| 星委員 | まず教えていただきたいのですが、「所有者調査の結果」のところなのですが、まず、現地調査で「空き家候補と判定した建築物」とありますが、この「空き家候補」というのはどれを指しているのでしょうか。1,321件を指しているのでしょうか。 |
| 住宅課長 | 空き家候補につきましては、現地調査で外観目視によつてまず居住の有無を調査しまして、劣化等の状況とか、用途とかというところで、まずは現地調査で空き家候補を選定はしている。 |
| 伊藤会長 | すみません。私の分かる範囲で補足させていただくと、この「空き家候補」というのは、「今後空き家になるかもしれない候補」ではなくて、今見て「空き家かもしれない候補」ということですよね。その「空き家かもしれない候補」から、所有者調査をした上で、空き家であると判定をしたと、それが1,321件ということでおろしいですかね。 |
| 星委員 | 「空き家候補」は何件あったのですか。つまりこのアンケートの分母と分子を知りたい。 |

| | |
|------|---|
| 伊藤会長 | 分母は「候補」で全部で入りますものね。 |
| 住宅課長 | 現地調査で「空き家候補」にしたのは2,007件になります。その後、登記簿情報を活用しまして、所有者の調査をいたしまして、それが1,657件です。その結果を踏まえまして、1,321件ということで空き家の件数を出しております。 |
| 星委員 | それはどういうフローになっているのですか。判定をどうしているのですか。一見空き家であるというのが2,007件。それから「空き家」というふうに件数にするには、何をもって判断しているのですか。登記簿がどうだったら「空き家」になる。 |
| 伊藤会長 | 登記簿情報では「空き家」かどうかは分からなくて、所有者が特定できないのが400件ぐらいあるということですね。合っていますか。 |
| 住宅課長 | 現地調査を2段階で行っていまして、もう一度説明をさせていただきます。 まず1回目。現地調査2回行っていまして、1回目の現地調査で「空き家候補」と判定したのが2,007件ということになっております。 別の調査員が2回目の調査を行いまして、そこで「空き家候補」としたのが1,657件ということで。 |
| 星委員 | それは2,007件のうちですか。 |
| 住宅課長 | そうです。2,007件に対して別の調査員が2回目の調査を行って、1,657件というところです。 その1,657件に対して所有者の調査を行いまして、「使っている」と返事してきた方を除きまして、1,321件が空き家ということで判定した次第です。 |
| 星委員 | 分かりました。 それで最初の質問は、このアンケートの所有者調査の結果のところは「空き家候補と判定した建築物」は1,657。 |
| 住宅課長 | 現地調査2回やって1,657です。 |
| 星委員 | 1,657が、まず、この所有者調査の対象ですね。 |
| 住宅課長 | はい。 |
| 星委員 | 1,657件で、195件から回答があったと。 |
| 住宅課長 | そのうち「空き家」ということで、アンケートを送って回答が、登記簿調査で発送先が分かったのが1,194件になります。そのうち返戻というか返送があったのが210件ございまして、届いたのが984件になっています。 984件のうち、こちらにアンケートを返してくれたのが525件ということです。 そのうち「空き家」ではないという、「空き家」というのが年間を通じて使用していないという方を除いて、今回の195件は、年間を通じて使っていないという方が195件、アンケートが返ってきていまして、その集計になっているということです。 |

| | |
|------|---|
| 星委員 | <p>ありがとうございます。</p> <p>今のは聞くための前提なのですけれども、聞きたかったのは、登記簿情報で所有者の住所を確認するわけですね。そこに送るわけですよね。それが空き家そのものの場所という人は、どのぐらいいるのですか。返ってくるわけないですよね。それは届いてしまいますよね。空き家の住所と所有者の住所が同じ。大半がそうではないかという気もしないでないです。</p> |
| 蓼沼委員 | <p>届くか届かないかということだと、転送したり、あと時々、空き家なのだけれども郵便物を取りに行くということはあると思います。なので、そこに住んでいないからといって届かない、誰も取らないというわけではないと思います。それがどのぐらいの件数があるか、分からぬのですけれども。</p> |
| 星委員 | <p>宛先が空き家そのものとか同じという件数、分からぬならないです。別にそこを突っ込もうと思っているわけではないので。興味があつて聞いているだけなので。</p> |
| 住宅課長 | <p>そこはこちらで今、把握しておりません。申し訳ございません。</p> |
| 星委員 | <p>それは分かりました。</p> <p>一番大事だと思っているのは今後の考え方というところで、これだけ丁寧な調査をして「管理不全空家等レベル」というのと「特定空家等レベル」が8件と138件であると。</p> <p>例えば「管理不全空家等」にする判断というのは、前回のこの会議でも、区としての判断基準をご説明いただいたと思うのですよね。苦情があるとか何とか。それで今回5件と決めているわけですけれども、この138件をどういうふうに扱っていくのか。</p> <p>その「管理不全空家等」に指定というのでしたか、その辺の関係を、別に苦情がなくても、それは138同等に見て考えていくのかとか、その辺の今後の運用の仕方をどうされるのかなと思って。</p> |
| 住宅課長 | <p>「管理不全空家等レベル」の138件ですが、区で事前に空き家のデータベースを持っておりまして、87件、63%については、区のほうで現時点で把握しているという状況になっております。</p> <p>残りの51件につきましては、順次、今、現地調査を行いまして、そういう状況を把握しているところではございます。</p> |
| 星委員 | <p>それは今回調査した、「この建物は管理不全空家等レベルですよ」という判断を、改めて区として再度確認するという意味ですか。</p> |
| 住宅課長 | <p>今回この調査なのですが、事業者に委託をして、事業者の判定基準で判定して、こういう結果になっております。</p> |

| | |
|--------|--|
| | 今回出たもので把握していないものが幾つかございますので、それにつきましては区の担当者が実際現地を調査して、まずは状況を把握していくところをさせていただいております。 |
| 星委員 | まずそれをしますと。いずれにしても、100件近くの管理不全空家等候補になるわけですよね。それを今後どう取り扱っていくのかなというのが、一番聞きたいところです。 |
| 住宅課長 | 今回もともと区で、この138件のところでいいますと、87件については把握していると。把握していないところも残り51件あるというところですので、まずは全体把握した上で、もちろん管理不全空家等として扱うべきものかどうかというところは区の判定会議等で判定をして、管理不全空家等ということであれば速やかに判定をして、指導していくと。 |
| 星委員 | それは現状では5件ですけれども、今後その100件ぐらいのものをそうやって判断していくということになるのですか。 |
| 都市整備部長 | <p>まさにそこが難しいところでして、現状、特定空家等と非常に近い状況の管理不全空家等というのもあるのだと、私どもは考えております。本来的には、それも全て特定空家等という認定をして、勧告まで事務手続を進めていくべきであろうと思っています。</p> <p>今も管理不全空家等という中に本来入れて指導すべき空き家があるというのも、我々既に認識をしていて、順次この会にもお諮りをして、決定をしていかなければいけないとは認識しているのですが、いかんせんこの体制でやっている中で、現実的にできる件数を、今、この会の中ではお願いしているというのが現状です。</p> <p>ただ、正式に認定、勧告という手続を経ずとも、第1弾として今回調査を行いましたので、その所有者の方には改めて空き家の解消に向けた手続であったり、相談窓口をご案内することで、自発的に解消に向けた取組が進むような、そういうアプローチはまずはかけていきたいと考えております。</p> <p>それでもなお、改善に向けた動きがないことであれば、基本的には全てを管理不全空家等なり特定空家等ということで、手続にのっとった対応をしていきたいというのが区の立場でございます。</p> |
| 星委員 | 現実的に事務量が膨大になるから難しいと思うので、もう少しさらにレベル分けをして、優先順位をつけるようなことをしたほうがいいような気がします。 |
| 都市整備部長 | ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。 |

| | |
|--------|---|
| | いるタイミングですので、今、先生からありましたお話を参考にさせていただきながら、しっかりと所有者にアプローチしていくように考えてまいります。 |
| 伊藤会長 | ありがとうございます。 ほかはいかがでしょうか。 お願いします。 |
| 宮坂委員 | <p>若干、突拍子もない意見を言ってもよろしいでしょうか。</p> <p>先ほど中川委員から、パトロールをしていて、それできちんと不安な建物とかありそうだという情報が上がってくると思うのです。</p> <p>それで、なかなか手取り足取りというのでも、もうちょっと、かなり突拍子もないことなのですけれども、30年前ぐらいでしたら、例えばPFIというのがあったではないですか。公でやらなければいけないことを、お金がないから民間の資本を活用して事業をやると。その真逆というものをやってみたらどうかなと。PFIの「P」がPublic FinanceでInitiativeと。</p> <p>例えばもう崩壊しそうだなという建物があったら、積極的に区のほうから提案をかけると。ここを壊しませんかと。壊して、例えば区の防災倉庫を置かせてもらえませんか、あるいは駐車場にさせてもらえませんか、公園にさせてもらえませんか、その代わり賃料払いますよと。そうすればお手間取らせませんよねという、そういう導き方で、積極的に事業をやっていくという。当然それはマンパワーが足りない、今、区の中で新たな部署をつくらなければいけないので、なかなか難しいとは思うのですけれども、それぐらいやらないと、これだけの数を解決していくというのはなかなか難しいのではないかね。</p> <p>民間だったら、すぐ「おいしそうな土地があるな」とかといって、多分いろいろな方が所有者に「ここ売ってくれませんか」とか言っていると思うのですよね。民間事業者が行くよりは、区の公の人たちが、ここはもう老朽化しているから壊しませんかと、しかも公のための、公共のための使い方なのですということができれば、何かその人の気持ちを動かすことができるのではないかなと思いました。</p> |
| 伊藤会長 | 突拍子もというか、とても大胆なご提案を頂けているかと思いますが、すぐにどうこうということではないかと思いますので、もし何かコメントがあれば。 |
| 都市整備部長 | ありがとうございます。 その空き家の状況によってかなと思います。戸建の一戸の敷地面積の中で、公園というのは現実的に厳しいというところもあったりします。区が積極的に関与していくという趣旨は当然必要だと思いますので、様々な機会を捉えてやっていくべきかなと思っております。 |

| | |
|--------|---|
| | <p>1点、区のつらいところを申し上げますと、この空き家の話に限ったことではないのですが、それなりの例えれば物件が出た場合に、区としても、ここに公園を整備したいとか、公共施設の用地として確保したいなという思惑、思いはあるのですが、いかんせん税金が原資になってきますので、その適正価格というのは委員会、これは附属機関別にありますけれども、その取得費用については、このぐらいであろうという額でしか提示できないというのがあります。</p> <p>「区のほうにぜひ」という所有者の方がいらっしゃれば、当然ご協力いただけますが、例えば民間のデベロッパーさん方がその所有者の方に提示される金額と、昨今かなり差が出ているというのが実態としてあるのですね。公共のためにという思いを持ってくださる方はご協力いただけるのですが、経済的価値という意味でその不動産を考えられると、なかなか勝負できないというのが、昨今、役所のつらいところというのも1つございます。</p> |
| 伊藤会長 | <p>ありがとうございます。よろしいですかね。</p> <p>ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。</p> <p>お願いします。</p> |
| 蓼沼委員 | <p>質問なのですから、所有者調査の結果、先ほど2回調査をしていらっしゃるというお話をしたけれども、この調査の際に、2回やつていらっしゃるのであれば、2回目に訪問というか調査を行ったときに、何かチラシを入れるだとか、区でこういう窓口がありますだとかという案内のようなものはしなかったのですか。</p> |
| 住宅課長 | <p>現地調査を1巡目というか1回目して、別の調査員が2回目ということで、2回目調査したとき、1回目調査したときに、何かチラシをポスティングしてはございません。</p> |
| 蓼沼委員 | <p>それでしたら、調査のときに空き家だと思われるところに入れていくということもいいのではないかと思うのですが。</p> |
| 都市整備部長 | <p>非常にいいご提案だったのですけど、今回はそのような対応ができませんでした。次回以降、ぜひ参考にさせていただきます。</p> <p>せっかく現場を回っているにもかかわらず、調査だけをして引き揚げてくる。非常にもったいないと思いますので、その調査のやり方については、次回以降の参考にさせてください。ありがとうございます。</p> |
| 伊藤会長 | <p>すごく貴重なご提案をありがとうございました。</p> <p>ほかはよろしいでしょうかね。</p> |
| 蓼沼委員 | <p>すみません。もう1点だけ。</p> <p>この調査のことではなくて、もう1つの空家等利活用相談窓口についての資料のほうなのですから、正直なところ、相談87件のうち13件解消という数字が、私にはとても</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>低いように感じるのですけれども。</p> <p>なぜかというと、87件は積極的に、能動的に解決したいと思って相談に来られていると思うのですね。なので、改善したい気持ちがあるはずなのに、13件しか解消していないということですね。</p> <p>ここには継続が今どのぐらいというのではないのですけれど、状況として、この空家等利活用相談窓口というのは有効に機能しているのでしょうか。</p> |
| 住宅課長 | <p>こちらも相談の受付の分析をしてみたのですが、令和6年4月から開設していまして、令和6年4月から6月の3か月間は17件受けておりまして、解消は6件ということで、35%ぐらい、7月から9月に受けた相談件数は22件で、解消が5件で、約23%、10月から12月に受けた相談件数の解消率は10%ということで、不動産ということなので、相談受けて浅いものというか、例えば今年の1月から3月受けたものについては解決はゼロ件といったところになっております。</p> <p>あと、相談の内容について私のほうでも確認はしたのですけれども、実際例えば相続の相談をしてみて、相談はそこで受付として1件カウントするのですが、その後、その連絡者の方と連絡が取れなくて状況が確認できないとか、「売却の見積りを出してくれ」という相談があつて、見積りは出したのですけれども、その後こちらから連絡しても連絡が取れなくてといったところも多くございますので、実際は解消できたケースは、あくまでその窓口のほうで追跡というか、連絡を取って解消できた件数というところで、なかなか連絡が1回だけで、その後、取れなくなっているケースも多くなっているということでございます。</p> |
| 伊藤会長 | <p>よろしいですか。</p> <p>それはぜひ、そのフォロー調査はしたほうがよいかなどというか。窓口と接続が続いているかどうかというのを継続という意味でおっしゃったのだと思うのですけれども、それが切れてしまったとしても、そこがどうなったかというのを調べられるかと思いますので、それは調べられたほうが、本当の意味で役に立っているかどうかというのが分からぬかなど。</p> <p>人間、相談あるときは窓口に行きますけれども、それで何とかなると、お礼しない人も結構いるので。そういう意味では、フォローの別の形の調査もあるといいかもしれないですね。</p> |
| 岡部委員 | <p>私の勝手な想像ですけれども、空き家セミナーにいらして、たまたま相談してみようかという軽い気持ちで相談して、その後、よその業者とか、もともと付き合いのあった業者にお願いしたとか、そういうのはなかなか追跡しても答</p> |

| | |
|--------|---|
| | えにくくないですか。そういう場合は。よそに頼んでしまった、みたいな。それで、実質的には解消したというのは結構あるのではないかなど。 |
| 伊藤会長 | 現地を見るしかないかなという気はします。それはまたそれで、手数がかかるかとは思いますけれども。 |
| 都市整備部長 | 大変重要なご指摘だと思います。会長からございましたけれども、その件数が今のところ伸びてないので、場合によっては現地を定期的に確認するとか、ちょっとそこはこの事業者とも相談しながら、実態把握ができるような方法をちょっと考えたいと思います。ありがとうございます。 |
| 星委員 | もう1点いいですか。 実態調査のほうに戻るのですけれども、これは参考までに伺いたいのですけれども、この実態調査は別に法定でも何でもなくて、区で任意にやられている調査ですよね。 |
| 住宅課長 | 区の空家等対策計画で定期的にやるということで計画していて、今年6年ぶりに実施したということです。 |
| 星委員 | ほかの区とか多摩地域で、こんな丁寧な調査はやられているのですか。 |
| 住宅課長 | 実際、調査の23区の状況を確認したのですが、ここまでとどうか、今回、30年度で6年度ということで、23区内で確認したところ、ほかの区では定期的にやっている区のほうが少なくて、なかなか実際、率、ポイントで出しているのですけれども、ほかの区はこういうポイントだったということで、ホームページとかを検索してみたのですが、実際なかなか6年ぶりといいましても、ほかの区で23区内で見たときに、調査している区はほぼなかったです。 実態調査をやっている区はあるのですけれども、今回、30年度と令和6年度でやっていますけれども、1回だけ、平成28年とかにしたっかりという区も多くございました。 |
| 星委員 | 調査方法は伺って相当丁寧だと思うのですけれども、その調査方法も別に、区によってばらばらなのですかね。1回ばっと見て終わりとか、推計しているとか。 |
| 住宅課長 | 前回、区も、平成29年度にやったときには「土地利用現況調査」というのを活用して、国のやつを活用してやっているといったところです。 ほかの区を私も全てちゃんと見たわけではないのですが、そういった「土地利用現況調査」を活用してやっているという区も多くございました。 |
| 星委員 | こんなに悉皆というか全数調査を2回もやるというのではなく、多分ないのでは。 |
| 住宅課長 | 前回の平成30年度のときは、杉並区は「土地利用現況調査」を利用して。 |
| 星委員 | いや、今回。 |
| 住宅課長 | 今回は全件。 |

| | |
|--------|--|
| 星委員 | ですよね。しかも2回、回っているという。 |
| 住宅課長 | 2巡。 |
| 星委員 | 差し支えなかつたら、予算幾らぐらいかかつたか。この調査で。 |
| 伊藤会長 | もし議事録に載せられないようでしたら。 |
| 住宅課長 | 予算は2,000万円。 |
| 星委員 | 本当に丁寧で貴重なデータだと思うので、十分活用していただけたらいいなと思っています。 |
| 伊藤会長 | 本当にそのとおりで、これ、すごくいろいろな分析のしがいはあるので。分析の委託に出したほうがいいのではないかという。こちら辺はお待ちしている……。すみません、議事録には載せないで……。 |
| 都市整備部長 | 今日お示ししたのは概要ということで、今、鋭意、冊子も準備をしているところでございます。前段ございましたけれども、クロス集計なんかもして、その傾向を踏まえてどういう対応・対策をしていくのかというのが重要だと思っておりますので、その辺りも折り合い見て、また皆さんにご相談させていただければと思います。 |
| 伊藤会長 | ぜひ詳細なご報告をお待ちしております。 大分、話題もいろいろなところに来てしましたので、お時間もなかなかいい時間になってきましたので、そろそろこちらの空き家実態調査と利活用相談窓口についても、これぐらいにさせていただきたいと思います。これで終わりですね。 ここで本日の報告事項を終わりにさせていただきます。最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。 |
| 住宅課長 | 連絡事項は2点ございます。 1点目は、今回の議事録の作成につきまして、テープ起こしが終了しましたら、委員の皆様に議事録（案）を送付いたします。これまで郵送にてお送りさせていただきましたが、今回よりペーパーレス化のため、メールアドレスをお知らせいただいている方には、メールでお送りさせていただきます。メールをお知らせいただいている方には、引き続き郵送にてお送りさせていただきます。 なお、次回の協議会の資料につきましても、ペーパーレス化のため、同様に、メールアドレスをお知らせいただいている方にはメールでお送りさせていただきたいと思います。 連絡事項の2点目です。次回の杉並区空家等対策協議会につきましては、12月中旬頃の開催を予定しております。具体的な日程が決まりましたら、ご連絡させていただきます。 事務局からの連絡事項は以上となります。 |
| 伊藤会長 | ありがとうございます。 今、メールを活用するというお話を頂いて大変ありがたいのですけれども、恐らくメールのほうがいい方とか、郵送 |

のほうがいい方とかいらっしゃると思いますので、アドレスが分かる方はみたいな機械的な分け方でなく、委員の皆様もしよろしければ、今日終わったときにご希望をお伝えいただければよろしいかと思います。よろしくお願ひいたします。

では、これで本日予定の議事は全て終了いたしましたので、第21回杉並区空家等対策協議会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。